

しみずらぼ公式サイト作成委託業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清水町が発注するしみずらぼ公式サイト作成委託業務において、最も適した創造力、技術力、経験等を持つ受託者を選定するにあたり、プロポーザル方式に関する選定基準の作成及び審査を行うことを目的として、しみずらぼ公式サイト作成委託業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領等の検討
- (2) 企画提案者の選定
- (3) 評価基準及び評価方法の検討
- (4) 企画提案書の審査及び特定
- (5) その他必要と認めるもの

(組織)

第3条 選定委員会は、副町長、企画課長、企画課長補佐、総務課長補佐をもって組織する。

2 委員の任期は、第1条に規定する目的が達成されたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副町長をもって充て、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、企画課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選定委員会の会議は、非公開とする。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 選定委員会の庶務を行わせるため、事務局を企画課企画統計係に設置する。

(守秘義務)

第8条 選定委員会の委員又は選定委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めのない事項は、選定委員会の決するところによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。